



最近よく聞く言葉だけど、詳しく知りたい！

罹災証明・罹災届出証明とは？

地震や台風などの自然災害によって家屋等への被害を受けた場合、町が、災害の被害に遭われた方の申請によって、お住まいの家屋の被害状況の調査を行い、その被害状況に応じて、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）の区分で認定し、証明するものです。

こういった場合、町では「罹災証明書」または「罹災届出証明書」を発行します。なお、火災による罹災の事実の証明は、宇城広域連合消防本部で実施しています。

こんな支援を受ける場合、 「罹災証明書」が必要です

◇ 公的支援

- ・被害のあった家屋や土地の固定資産税や国民健康保険税を、一時的に減免または猶予するとき
- ・被災者生活再建支援金や義援金の支給を受けるとき（被害程度や世帯人数、年収などによって受給額が異なります）
- ・仮設住宅や公営住宅への入居を申し出るとき
- ・災害復興住宅融資を受けるとき（被害程度などにより受けられない場合があります）

◇ 民間支援

- ・金融機関が有利な条件で融資を行う場合があります。
 - ・私立学校などの授業料減免の可能性がります。
 - ・災害保険の保険金を受給することができます。
- ☆地震保険については罹災証明は不要の場合もあります

罹災証明とは

ポイント①・・・住家（建物）被害の証明です。

ポイント②・・・町職員が現地調査に伺います。

町職員による「家屋被害認定調査」を行い、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）の区分で被害程度を判定し、証明するものです。

こちらの証明の場合は現地調査を必要としますので、すぐに発行ができません。早めに申請を検討されることをお勧めします。

罹災届出証明とは

ポイント①・・・住家以外の（動産等）被害の証明です。

ポイント②・・・罹災証明書を申請したということ
を証明するものです。

ポイント③・・・後日郵送。現地調査は行いません。

自然災害による物件等の被害について写真などで確認し、被災者から罹災の届出があったということを証明するものです。そのため、町の職員による「家屋被害認定調査」は行わず、被害程度についても判定しません。

被害程度の判定を必要としない住宅の被害、動産（自動車・家財など）の被害、工作物（物置・塀など）の被害等については、この証明書で対応します。

？ 罹災証明・罹災届出証明のQ & A

Q．罹災証明書を複数枚欲しい

A ．1 世帯につき 1 枚のみの発行となっています。必要な場合はコピーしてご使用ください。

Q．証明書はいつ発行できる？

A ．罹災証明の場合、現地調査が必要になるため、受け付けから数か月かかる場合もあります。調査は、倒壊の危険があるものなど緊急を要するものから優先的に行います。罹災届出証明の場合は 1 ～ 2 週間程度で郵送いたします。

Q．一次調査では何を調査するのか？

A ．内閣府が示す基準に基づき一次調査を実施します。
柱の傾斜・屋根・壁・基礎などの被害状況を数値化し総合的に判断します。

Q．二次調査はあるのか？

A ．一次調査による結果を通知後、再度調査依頼があった場合に後日二次調査を行います。二次調査は家屋内部に立ち入る調査です。

Q．写真は撮った方がいいの？

A ．片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。罹災証明書を取得する際や保険請求をする際に役に立ちます。撮影のポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

【屋外の写真の撮り方】

- ・なるべく 4 方向から撮りましょう。（安全に注意し、無理のない範囲で撮影しましょう。）
- ・全景写真と被害箇所の「寄り」の写真を両方撮影しましょう

【屋内の写真の撮り方】

- ・①と②の両方を撮影しましょう
 - ①被災した部屋ごとの全景写真
 - ②被被害箇所の「寄り」の写真

Q．写真はデータで持ってきて大丈夫？

A ．スマートフォンで撮った写真については、役場で送信できるよう準備しています。データのままで持参ください。また、ガラケーやデジカメ等で撮影した場合も、表示画面を撮影するなどして取得します。もちろん、プリントアウトした写真でも受付可能です。

🏠 家屋被害についての調査を実施

○家屋被害認定調査（実施中）

町では家屋の被害認定調査を実施しています。罹災証明書の申請が出ているところから調査をしていますので、ご理解の程よろしくをお願いします。

○応急危険度判定 1 次調査（終了）

熊本県から派遣された応急危険度判定士が、危険度が高いと思われる家屋を対象に応急危険度判定の 1 次調査を実施しました。

なお 2 次調査については、県下の調査件数が多いため、開始時期は未定となっています。

家屋被害認定調査と 応急危険度判定の違いとは？

家屋被害認定調査・・・町職員が住家に対しての被害状況を調査します。この結果が罹災証明に反映されます。

応急危険度判定・・・専門の応急危険度判定士が住家を含める建物全般の判定を行います。応急危険度判定は、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。判定結果は、建築物の見やすい場所に赤・黄・緑の紙で危険度を表示し、居住者や付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供するために行います。

罹災証明のための調査や被災建築物の使用の可否を判定するなどの目的で行うものではありません。

※赤い紙が貼られても、被害が「全壊」という意味ではありません。



罹災証明・罹災届出証明の手続き方法

◇申請場所 中央庁舎 総務課 ☎4 6－2 1 1 1 （代表）

砥用庁舎 美しい里創生課 ☎4 7－1 1 1 1 （代表）

◇受付時間 8 時 30 分～ 12 時、13 時～ 17 時

◇手数料 無料

◇申請時に必要なもの（罹災証明・罹災届出証明に共通して必要）

- ①罹災証明申請書もしくは罹災届出証明願
※役場に備え付けてあります。町 HP からダウンロード可能です。
- ②被害の状況がわかる写真
※罹災届出証明については必須となります。
※罹災証明については必須ではありませんが、被害認定の参考としたり罹災証明以外にも利活用できる場合がありますので撮影しておくことをお勧めします。

